

専決第3号

専 決 処 分 書

令和6年度小山市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月16日

小山市長 浅野正富

（理 由）

令和6年度小山市一般会計予算の執行に当たり、予算の調製をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年度小山市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度小山市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,250,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,448,398	50,000	10,498,398
	2 国庫補助金	1,534,940	50,000	1,584,940
歳入合計		71,200,000	50,000	71,250,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,187,740	50,000	10,237,740
	1 総務管理費	8,771,798	50,000	8,821,798
歳出合計		71,200,000	50,000	71,250,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務費補助金	50,000	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税一体支援枠分)

